

Ⅱ 成年後見人制度利用実態と 第三者委員の状況調査

はじめに

一般社団法人大阪知的障害者福祉協会では、障害者虐待防止法（平成 24 年 10 月施行）や障害者差別禁止法制定の動き（障害者差別解消法として 2013 年 4 月 26 日に閣議決定）を受けて、公的制度のもとでの施設利用者の権利擁護の実態調査を行った。

調査概要

- 調査主体 一般社団法人大阪知的障害者福祉協会 権利擁護委員会
- 調査内容 成年後見制度の利用状況および第三者委員の設置並びに活動状況
- 調査期間 平成 24 年 11 月～12 月
- 調査対象 一般社団法人大阪知的障害者福祉協会加盟事業所
- 調査方法 調査用紙による郵送調査
- 回収数 119 事業所

回収事業所の構成比は通所系事業所（47.1%）が多く、次いで入所系事業所が 33.6%であった。なお、同一事業所で複数事業を行っている事業所があり、回収率については集計を行わなかった。

入所系事業所	入所系事業所（児童）	共同生活援助・介護	通所系事業所	合計
40	7	16	56	119
33.6%	5.9%	13.4%	47.1%	100.0%

（事業所数）

調査結果

1. 事業所単位でみた成年後見制度の状況

（1）成年後見制度の利用状況

成年後見制度利用者は 472 人であり、入所系事業所が 366 人（77.5%）と多く、通所系事業所が 75 人（15.9%）、共同生活援助・介護が 27 人（5.7%）、入所系事業所（児童）が 4 人（0.8%）となっている。

	入所系事業所		入所系事業所（児童）		共同生活援助・介護		通所系事業所		合計	
利用者数	366	77.5%	4	0.8%	27	5.7%	75	15.9%	472	100%
うち、複数後見利用数	6	2%	0	0%	1	3.7%	3	4.0%	10	2.1%
うち、法人後見利用数	14	4%	1	25.0%	4	14.8%	4	5.3%	23	4.9%

（人）

利用定員に対する制度利用率で見ると入所系事業所 18.5%、通所系事業所 3.0%、共同生活援助・介護 6.4%、入所系事業所（児童） 1.6%であり、利用者数・利用率共に入所系事業所が高くなっている。

入所系事業所では措置制度から契約制度に変わった時期に契約者は家族であっても効力は無いと公にされたため、急遽後見人選任の審判を受けたことが背景にあると考えられる。下表でも入所系事業所の親族後見率は平均 60.9%であり、複数の事業所では後見人全員が親族であるとの回答もあった。自由記述においても後見人を受任している父母の高齢化が課題として挙げられている。入所系事業所（児童）の回答率は悪かったが、未成年後見人を利用している者が少ないからであろう。反面後見人がいるケー

スは被虐待ケースという傾向があり、法律の専門家である弁護士が受任しているという特徴がある。

	後見制度 利用者数	後見利用率(/定員)			専門職 後見率	親族 後見率
		平均	最大	最小	平均	平均
入所系事業所	366	18.5	96.2	0.0	31.1	60.9
入所系事業所(児童)	4	1.6	-	0.0	75.0	25.0
共同生活援助・介護	27	6.4	18.8	0.0	85.2	14.8
通所系事業所	75	3.0	44.1	0.0	39.7	57.7

(2) 成年後見人の資格等

親族、市民後見人、法人後見を除く専門職後見人の資格別では社会福祉士が最も多く(76人:16.1%)、司法書士(49人:10.4%)、弁護士(33人:7.0%)と続く。社会福祉士が多い背景は遺産相続や不動産等に関する法的課題が少なく、障がい特性に応じた身上監護が期待されていると考えられる。また、受任者に行政書士の資格者も散見されるようになっており、今後受任者の専門職資格拡大が期待できよう。

	入所系事業所		入所系事業所(児童)		共同生活援助・介護		通所系事業所		合計	
弁護士	20	5.5%	1	25.0%	6	22.2%	6	8.0%	33	7.0%
司法書士	31	8.5%	0	0.0%	8	29.6%	10	13.3%	49	10.4%
社会福祉士	54	14.8%	2	50.0%	8	29.6%	12	16.0%	76	16.1%
市民後見人	6	1.6%	0	0.0%	1	3.7%	0	0.0%	7	1.5%
親・兄弟等親族	212	57.9%	1	25.0%	4	14.8%	41	54.7%	258	54.7%
その他	18	4.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.7%	20	4.2%
不明(記入なし)	25	6.8%	0	0.0%	0	0.0%	4	5.3%	29	6.1%
合計	366	100.0%	4	100.0%	27	100.0%	75	100.0%	472	100.0%

その他の具体的な回答:

(人)

行政書士、法人後見、NPO法人、社会福祉協議会

2. 利用者単位でみた成年後見制度の状況

成年後見制度の実態を把握するために被後見人それぞれについての個別の状況(個票)について、被後見人1人につき1枚の個票の提出を依頼した。全119事業所のうち、54事業所から個票の回答をいただき、入所系事業所では17事業所から回答があり、個票数は271であった。個票総数355に対し、76.3%が入所系事業所であることは「生活の場」として事業所が成年後見人に望む課題が多いと推測できる。

各事業所から回答があった個票による成年後見制度の利用ケース毎の状況は以下のとおりである。

	事業所数	比率	利用者数 (個票数)	比率
入所系	17	31.5%	271	76.3%
入所系(児)	3	5.6%	8	2.3%
共同生活援助/介護	9	36.0%	26	7.3%
通所系	25	46.3%	50	14.1%
合計	54	100.0%	355	100.0%

(1) 被後見人（利用者）の性別

男性	女性	無記入	合計
210	140	5	355
59.2%	39.4%	1.4%	100.0%

(2) 事業所種別ごとの被後見人（利用者）の性別内訳

	男性	女性	無記入	合計
入所系	161	106	4	271
入所系（児）	4	4	0	8
共同生活援助/介護	16	10	0	26
通所系	29	20	1	50
合計	210	140	5	355

(3) 被後見人（利用者）の年齢

	入所系事業所		入所系事業所 （児童）		共同生活援助・ 介護		通所系事業所		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
10代前半			1						1
10代後半									
20代前半	1	1		1	1	1			5
20代後半	6	2			2	3	2	2	17
30代前半	7	6	1		0	1	2	4	21
30代後半	26	7			1	0	2	2	38
40代前半	23	16			3	2	6	5	55
40代後半	26	8			3	0	7	5	49
50代前半	18	5					3	0	26
50代後半	17	19	1		1	0	4	0	42
60代前半	18	13		1	2	2	2	2	40
60代後半	8	8			0	1			17
70代前半	3	10							13
70代後半	4	6							10
80代前半	0	2							2
無記入・不明	4	3	1	2	3	0	1		14
合計	161	110	4	4	16	10	29	21	355

(4) 事業所種別ごとの資格別後見人数

	入所系	入所系 児童	共同生活 援助・介護	通所系	合計	比率
弁護士	19	1	5	4	29	8.2%
司法書士	31	1	7	12	51	14.4%
社会福祉士	49	3	8	11	71	20.0%
市民後見人	5	0	1	0	6	1.7%
親・兄弟等親族	141	2	4	20	167	47.0%
その他	15	1	1	1	18	5.1%
不明（記入なし）	11	0	0	2	13	3.7%
合計	271	8	26	50	355	100.0%

その他の具体的な回答：法人後見、行政書士

(5) 事業所種別ごとの後見人訪問頻度

	入所系	入所系 児童	共同生活 援助・介護	通所系	合計
月1回程度	99	4	10	15	128
2～3ヶ月に1回程度	64	1	3	4	72
半年に1回程度	30	1	4	6	41
年に1回程度	28	1	3	4	36
訪問なし	26	1	4	6	37
同居	0	0	0	10	10
その他	8	0	2	1	11
無記入	16	0	0	4	20
合計	271	8	26	50	355

その他の具体的な回答：週1回、月数回、時々

(6) 資格別の後見人訪問頻度（概数）

	弁護士	司法書士	社会福祉士	市民後見人	親・兄弟等親族	その他	無記入	合計
月1回程度	2	20	49	2	47	5	2	127
2～3ヶ月に1回程度	2	9	10	0	31	10	8	70
半年に1回程度	4	7	6	1	22	1	0	41
年に1回程度	7	3	4	1	19	0	1	35
訪問なし	10	10	0	0	17	0	1	38
その他	0	0	0	1	9	0	0	10
無記入	4	2	0	1	11	2	1	21
合計	29	51	69	6	156	18	13	342

その他の具体的な回答：

週1回（市民後見人）

週1回、時々（親・兄弟等親族）

(7) 成年後見人の選任が利用者にとって良かったこと（自由記述）

各事業所から回答があった個票の自由記述を「利用者にとって良かったこと」「利用者にとって困ったこと」「成年後見人制度に望むこと」に分類し、さらに記述内容を「制度全般」「身上監護」「財産管理」「医療行為」「各種手続き」「その他」に分類した。また、記述内容について事業所が成年後見制度を理解した上での内容であるのかも分類した。

第三者後見人が選任されることにより、被後見人の財産が守られるようになったことという記述が複数あった。親族による経済的虐待を防止するとともに、事業所においては利用料支払いが滞ることがなくなるというメリットがある。反面、親族が後見人として不適格と裁判所で審判され、第三者後見人が選任されたことにより、親族との関係が疎遠になってしまったケースも存在する。

分類	制度全般		身上監護		財産管理		医療行為		手続き		その他	
	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
入所系事業所	28		33		20		1		0		37	
	27	1	24	9	20	0	1	0	0	0	5	32
入所系事業所(児童)	2		1		0		0		0		4	
	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2
共同生活援助・介護	10		4		7		0		0		2	
	10	4	4	0	7	0	0	0	0	0	1	1
通所系事業所	12		10		9		0		1		11	
	12	0	9	1	9	0	0	0	1	0	1	10

①専門職による後見のケースで挙げられた「良かったこと」

- ・親の相続問題に対応してもらっている。訪問は本人も喜んでいる。(社会福祉士)
- ・後見人の存在が精神的な依りどころとなっている。他人であることで、情に^{ほだ}絆されず客観的な視点で支援している。(社会福祉士)
- ・金銭管理をしっかり行ない、本人の財産を守ってもらえる。個別支援計画の説明等に出席され、有意義な会議が行なえる。本人の支援に関して親身になってくれる。(社会福祉士)
- ・依頼ごと(入金)や契約、個別支援計画についてはすぐに応じていただいている。(司法書士)
- ・利用者が安心して生活を送れる。広範な代理権と取消権があるため安全に日々を送れる。(司法書士)
- ・家族による年金流用がなくなり、滞納について徐々に解消されつつある。金銭トラブルがなくなることは非常に助かる。(司法書士)
- ・本人の財産を一人っ子のため親族から守ることができる。(弁護士)
- ・利用料などの金銭的なやり取りがスムーズ。本人の家族が複雑な状況にあるため、そのあたりの調整をしてくれているので助かる。(弁護士)
- ・定期的に面会。虐待での施設入所であった為、親族との面会もないため見守ってくれているという安心感がもてる。契約に移行することができた。(弁護士)

②親族による後見のケースで挙げられた「良かったこと」

- ・母が後見人の為施設でも様子を話すとき理解してくれやすい。
- ・後見人が親族、本人にとって有益な事はすすめてくださいという話しをしている。
- ・面会少ないが定期的に連絡をくれる。本人の状態は落ち着いているが家族ということもあり相談しやすい。
- ・毎月宿泊外出をしてくれる。本人も楽しみにしている。親であることから、衣類などの持ち込みも依頼すれば引き受けてくれる。
- ・以前から本人の面倒を見ていた姉が後見となり、第三者の監督人(財産が多い為)も入り、より本人の財産が守れることになった。
- ・主たる介護者の母親が亡くなり、本人の生活面の面倒を見る人がいなくなった。本人の叔父が成年後見人になった事で経済面や身辺面を見守り本人が安心した生活を営まれている。

③その他の後見のケースで挙げられた「良かったこと」

- ・周りの意見を素直に何でも聞いてしまうので、後見人が付いた事自体良かった。(法人後見)
- ・月1度の訪問で利用者の様子状態の確認、把握。状態に応じてタイムリーな話し合いが行なえる。(無記入)

(8) 成年後見人の選任が利用者にとって困ったこと（自由記述）

第三者後見人が事業所に任せきりになり、本来の職務である行政手続きや利用料支払いが滞ったという記述があった。専門職後見としてはあるべきことではなく、事業所はその資質に疑問を提示する事も必要であろう。

また、月1回あるいは定期訪問を求める記述が多数あったが、第三者後見の職務は契約上のサービスが守られているかどうかの身上監護であり、事業所は定期訪問を求めることは難しいと思われる。ただ、リーガル（司法書士）やぱーとなー（社会福祉士）の職能団体は後見受任者に対し、月1回の訪問を職能団体として努力義務としている。

成年後見人制度の利用により選挙権を喪失する問題への言及も多かったが、平成25年5月公職選挙法11条が改正（25.6.30施行）され、この問題は解消されている。

分類	制度全般		身上監護		財産管理		医療行為		手続き		その他	
	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
入所系事業所	16		16		8		2		5		20	
	13	3	2	14	3	5	0	2	2	3	5	15
入所系事業所(児童)	0		1		0		0		0		2	
	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
共同生活援助・介護	1		3		1		0		1		1	
	0	1	0	3	1	0	0	0	0	1	0	1
通所系事業所	5		2		3		0		2		7	
	3	2	0	2	1	2	0	0	2	0	3	4

①専門職による後見のケースで挙げられた「困ったこと」

- ・区役所等で手続きが必要な書類は郵送の場合全部後見人さんのもとへ届くが、後見人さんより「この手続きは施設のほうでお願いします」と書類を送ってくることが多く、手続き上時間のロスが発生する。(司法書士)
- ・家族会への会費の自払いについて問題があると指摘していただいたこと。(司法書士)
- ・面会時に来られず金銭的な管理を主にされている感がある。(司法書士)
- ・利用者にとってという意味では特にはないが、施設にとっては事務作業が増えた。(金銭管理は、実際上施設が行っており弁護士に保証人への連絡報告等を行なっている)(弁護士)
- ・本人の意向を聞き入れてくれない(判断能力が十分でないので、本人が地域生活を希望しても、施設での生活が本人には幸せと決め付ける)。面会がない生活状況や現状の理解がない。年に1回面会に来ても弁護士本人ではなく事務員がしている。(契約小遣帳チェック)。利用者本人は後見人が適切にやくわりを遂行しているかチェックできない(財産管理)。後見人の変更などできない。(弁護士)
- ・本人が面会すれば不安定になるので条件付で事務的な対応のみとして行なってくれている。今後面会や面談が出来るように本人の説得や支援も協力していきたい。選挙権が奪われること。(社会福祉士)
- ・訪問回数が少ない。選挙権がなくなった。(社会福祉士)
- ・囑託医による診察料を通帳から引き落としできなくなった。通帳を作れないので小遣いは現金のまま管理しないといけない。電話等で連絡が有っても事務的対応で利用者本人の事を理解しているのか分からない。訪問や面会が殆んどない。(社会福祉士)
- ・家族が成年後見を申し立てたが不適切と審判され、それ以降遠のいてしまい家族機能を放棄している。法定後見人では、法的権限外が業職務外となってしまう、一番辛い思いをするのは本人。(社

会福祉士)

- ・本人に洋服代等もう少し小遣いを渡してあげてほしいと思うが、本人にお金の余裕がどれくらいあるのか分らない。(弁護士)

②親族による後見のケースで挙げられた「困ったこと」

- ・ご家族の方が成年後見人として選任されている場合に制度のありかたの理解のとぼしさがあり、どのような役割を担うのか、しっかりと擁護しようとする意識の薄さ、自己満足で終わっている。
- ・後見人自身が病気で身動きが取れなくなったり急逝した場合本人の法律行為が不可能になる恐れがある。
- ・約5年ほど前母親が後見人になったが、高齢となり体調を崩し自分が後見人である事を認識していない。
- ・兄弟が後見人であるため本人の意向が尊重されているのか客観的判断ができない。
- ・良く理解している反面家族(後見人)の思いが優先されているところがある。
- ・殆んど面会や連絡がない。

③その他の後見のケースで挙げられた「困ったこと」

- ・本人より「選挙へ行きたい」とのこと。
- ・知的障がい者は老人と違ってそれまで培ってきた知識、興味、関心価値観といったものがわかりづらと思う。被後見人の財産を守りその人にとって有益な契約を結ぶにはより客観的に判断を行なう第三者が一番よいが、その方の興味、関心や気持ちの変化を汲み取れるのは被後見人の身近にいる人である。サービス利用契約にあたっては、後見人と現場の身近にいる人がよく話し合える場が必要だと思う。個別支援計画などあらゆる書類において後見人のサイン、印が必要なのか? 司法書士・社会福祉士などによって判断が異なり、又連絡がすぐにとりづらい場合もあるため煩雑である。

(9) 成年後見人制度に望むこと(自由記述)

(8)と重複する記述が多数あったが、親族後見に対し盆正月の帰省や日常の外出を望んでいる事業所が多くあった。親族後見は親族としての関わりと後見人の職務に対し、明確な区別が難しい面はあるといえる。しかし、事業所としては後見人職務への理解を深め、事業所が親族に求める後見職務と親族の関わりを明確に区別することが必要ではなかろうか。また、(日常生活上の)買い物等への希望もあったが、事実行為は後見人の職務外であり、財産管理に含まれないことを理解しておく必要がある。

分類 制度の理解の有無	制度全般		身上監護		財産管理		医療行為		手続き		その他		分類不能
	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	
入所系事業所	4		49		5		1		1		30		12
	3	1	3	46	5	0	0	1	1	0	7	23	
入所系事業所(児童)	0		1		0		0		0		4		
	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	
共同生活援助・介護	0		2		0		0		0		1		4
	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	
通所系事業所	3		14		0		0		0		4		10
	3	0	5	9	0	0	0	0	0	0	0	4	

①専門職による後見のケースで挙げられた「望むこと」

- ・年に数回の訪問をお願いしたい。本人の様子等もう少し会って説明したいと思う。(弁護士・司

法書士・社会福祉士)

- ・今後、高齢になってきた時、医療同意や施設変更にも本人の意向を聞き取って関わってほしい。(司法書士)
- ・家族会や園の行事などに参加をお願いしたい。お忙しいと思いますが訪問回数を増やしてほしい。入所している他の利用者で、後見人が必要な方にもなってもらいたい。施設に対して遠慮なく意見、希望を言ってほしい。(弁護士)
- ・施設の行事や家族会にも参加してご意見や希望を言ってほしい。成年後見人になってまだ半年程度、早く利用者の特性を理解してほしい。(司法書士)
- ・定期的な面会を行なってほしい。連絡先の変更時は必ず連絡ほしい。(社会福祉士)
- ・後見人本人による定期的な面会をお願いしたい。(社会福祉士)
- ・体調により、個別支援計画の説明や契約時に来園する時としないときがあるが、定期的来園し面会などを行なっていただきたい。本人も喜ぶと思う。(社会福祉士)
- ・両親ほどとは望まないが定期的な面会等本人の思いに寄り添った関わりをしてほしい。(社会福祉士)
- ・入所当初は利用者のお金が殆んど無く、衣料等最小限しか購入できなかった。その為後見人がバザー等で安く購入。現在は年金が管理できている状態なので、衣類購入、筆筒購入等は施設に任せてほしい(施設での選択状況サイズ居室大きさ等伝えているが理解不足。サイズが合わない)。(司法書士)
- ・定期的な面会、あるいは月1回の面会。
- ・定期的な訪問…本人を理解してほしい。家族、本人、施設職員も交えて定期的に話し合える場がほしい。(社会福祉士)

②親族による後見のケースで挙げられた「望むこと」

- ・利用者の側に立った成年後見（第三者に移行する手続き）をお願いしたい。ご家族も高齢であるので…
- ・親族後見の場合、「子を施設等に見てもらっている」という意識が多からず少なからずあると考える。利益相反の状況に立たされたとき勇気を持ってこの立場になって施設等にご意見を述べられることを望みます。
- ・親としての立場や意見でなく、本人の立場に立った客観的な立場での判断を望む。
- ・財産管理もきちんとしてほしい。
- ・盆や正月に外泊も考えてほしい。面会だけでなく外出もすればいいと思う。
- ・両親が亡くなり、遠縁の親戚の方が後見人となった。本人との面識も少なくニーズに合わせた支援をするのであれば、専門的な方になっていただくのも良いかと思う。
- ・定期的な面会、あるいは月1回の面会。

③その他の後見のケースで挙げられた「望むこと」

- ・あまり本人の事をご存じないので、行事などのときに、家族であれば、食事などの介助をお願いしたり一緒にお店を回ったりする事をお願いしたいのですが、慣れていないので今のところは職員の見守りの上でお願いしています。ずっと同じ人が付いてくださるのなら少しずつ本人に慣れて行事など一緒に楽しめるようになってほしい。(法人後見)
- ・これからも毎月面談の面会と、家族の間に入っていただけるとありがたい。(市民後見人)
- ・制度面ではあるが、必要経費や手続きの負担が更に減ってくれば良いと思う。

3. 第三者委員について

(1) 第三者委員の有無

第三者委員を未選任と回答した事業所が4.2%（5事業所）あったが、4事業所においては法人ないしは主たる事業所で委任しており、第三者委員未設置は1事業所となる。社会福祉法第82条の規定により「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（厚生省障第452号：平成12年6月7日）が発出されており、早急な委任が求められる。また、事業所全体に第三者委員についての認識がなされていないと推測され、事業所内周知も課題と考えられる。

① 第三者委員の有無

有	114	95.8%
無	5	4.2%

(事業所数)

② 第三者委員設置種別内訳

入所系事業所	38	33.3%
入所系事業所（児童）	7	6.1%
共同生活援助・介護	15	13.2%
通所系事業所	54	47.4%
合計	114	100.0%

(事業所数)

(2) 第三者委員の人数と職種（資格等）

上記の通知に第三者委員は複数であることが望ましいとされているが、1人に委任している事業所が12.3%有る。その他は2名以上に第三者委員を委任している。資格は法人評議員17.3%、教員等学校関係者15.4%等であったが、家族会等関係者が2.6%有り、利益相反の関係から再考が必要ではなからうか。

① 第三者委員の人数

1人	14	12.3%
2人	59	51.8%
3人	29	25.4%
4人	4	3.5%
5人	7	6.1%
無記入	1	0.9%
合計	114	100.0%

(事業所数)

② 第三者委員の人数の種別内訳

	入所系事業所		入所系事業所（児童）		共同生活援助・介護		通所系事業所		合計	
1人	4	10.5%	0	0.0%	2	13.3%	8	14.8%	14	12.3%
2人	17	44.7%	2	28.6%	7	46.7%	33	61.1%	59	51.8%
3人	13	34.2%	2	28.6%	6	40.0%	8	14.8%	29	25.4%
4人	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	3	5.6%	4	3.5%
5人	2	5.3%	3	42.9%	0	0.0%	2	3.7%	7	6.1%
無記入	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.9%
合計	38	100.0%	7	100.0%	15	100.0%	54	100.0%	114	100.0%

(事業所数)

③第三者委員の役職・職種等

	入所系事業所		入所系事業所（児童）		共同生活援助・介護		通所系事業所		合計	
法人評議員	12	13.0%	6	26.1%	8	22.2%	21	17.4%	47	17.3%
法人監事	6	6.5%	1	4.3%	2	5.6%	19	15.7%	28	10.3%
民生・児童委員	7	7.6%	3	13.0%	3	8.3%	10	8.3%	23	8.5%
家族会等関係者	2	2.2%	4	17.4%	0	0.0%	1	0.8%	7	2.6%
社協関係者	3	3.3%	1	4.3%	1	2.8%	6	5.0%	11	4.0%
自治会関係者	4	4.3%	4	17.4%	0	0.0%	6	5.0%	14	5.1%
人権擁護委員	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.5%	4	1.5%
弁護士司法書士	13	14.1%	0	0.0%	4	11.1%	8	6.6%	25	9.2%
教員等学校関係者	20	21.7%	2	8.7%	8	22.2%	12	9.9%	42	15.4%
その他	23	25.0%	2	8.7%	10	27.8%	33	27.3%	68	25.0%
無記入	1	1.1%		0.0%		0.0%	2	1.7%	3	1.1%
合計	92	100.0%	23	100.0%	36	100.0%	121	100.0%	272	100.0%

その他の具体的な回答： (人)

元民生委員、社協関係、障害者施設関係者、法人元理事長、法人理事、行政書士、社会福祉士、元保育士、元教員等

(3) 第三者委員への実費弁済

50%が交通費の実費弁済をしていると回答があり、無しの回答は36.8%であった。上記通知においても中立性を担保するため、実費弁済を除き、無報酬とすることが望ましいとされている。

実費（交通費等）支給について	有		無		不明（記入なし）		合計	
入所系事業所	22	57.9%	13	34.2%	3	7.9%	38	100%
入所系事業所（児童）	4	57.1%	2	28.6%	1	14.3%	7	100%
共同生活援助介護	8	53.3%	4	26.7%	3	20.0%	15	100%
通所系事業所	23	42.6%	23	42.6%	8	14.8%	54	100%
合計	57	50.0%	42	36.8%	15	13.2%	114	100%

(事業所数)

(4) 第三者委員の活動状況

①訪問頻度

年に1回程度（24.4%）、訪問なし（22.9%）を合わせると約半数の事業所で第三者委員の活動実態がないと推測される。第三者委員は調停や苦情が発生した時のみに活動するのではなく、その職務に「日常的な状況把握と意見聴取」が含まれており、定期的あるいは隔月に事業所訪問を働き掛けていきたいものである。

	入所系事業所		入所系事業所（児童）		共同生活援助・介護		通所系事業所		合計	
月1回程度	3	6.5%	2	22.2%	0	0.0%	3	5.0%	8	6.1%
2～3ヶ月に1回程度	2	4.3%	1	11.1%	1	6.3%	6	10.0%	10	7.6%
半年に1回程度	7	15.2%	2	22.2%	2	12.5%	13	21.7%	24	18.3%
年に1回程度	13	28.3%	2	22.2%	5	31.3%	12	20.0%	32	24.4%
訪問なし	10	21.7%	0	0.0%	6	37.5%	14	23.3%	30	22.9%
その他	6	13.0%	0	0.0%	1	6.3%	7	11.7%	14	10.7%
無記入	5	10.9%	2	22.2%	1	6.3%	5	8.3%	13	9.9%
合計	46	200.0%	9	0.0%	16	0.0%	60	0.0%	131	0.0%

*平成23年度実績：複数の委員が個別訪問の場合は延実数

②調停依頼

10か所の事業所が第三者委員に調停を依頼したと回答があった。

有	10	8.8%
無	100	87.7%
無記入	4	3.5%
合計	114	100.0%

(事業所数)

基礎調査票

1. 施設名・事業所名	2. 開設年月日
3. 電話番号	4. 記入者名
5. 種別	1. 入所系事業所 (施設入所支援) 2. 入所系事業所 (居重入所施設) 3. 共同生活援助・共同生活介護 4. 通所系事業所 (施設入所支援を実施していない)
6. 利用者数	人

[成年後見制度について]

Q1.成年後見制度を利用されている方は何人いますか？	人
Q1-2 Q1のうち、複数後見を利用している方は何人いますか (再掲)？	人
Q1-2 Q1のうち、法人後見を利用している方は何人いますか (再掲)？	人
Q2.成年後見人の資格等は？	1. 弁護士 () () 2. 司法書士 () () 3. 社会福祉士 () () 4. 市民後見人 () () 5. 親・兄弟姉妹等親族 () () 6. その他 () ()

[第三者委員について]

Q1.第三者委員の有無	有・無	人数	実費(交通費等)の支給の有無	有・無
Q2.役職・職種等	1. 法人評議員 () () 3. 民生委員児童委員 () () 5. 社会福祉協議会関係者 () () 7. 人権擁護委員 () () 9. 教員等学校関係者 () () 10. その他() ()→役職・職種等 () ()	人	2. 法人監事 () () 4. 家族会等関係者 () () 6. 自治会関係者 () () 8. 弁護士・司法書士 () ()	人
Q3.第三者委員の貴事業所への訪問	1. 月1回程度 3. 半年に1回程度 6. その他 ()		2. 2~3か月月に1回程度 4. 年に1回程度 5. 訪問なし	
Q4.第三者委員に調停を依頼したことがありますか？	1. ある 2. ない			

(お手数ですが必要部数を複写して記入してください)

成年後見人個票

利用者	1. 男性	2. 女性	年齢	年代	前半・後半
資格	1. 弁護士	2. 司法書士	3. 社会福祉士	4. 市民後見人	
訪問回数	5. 親・兄弟姉妹等親族				
数	1. 月1回程度	2. 2~3か月月に1回程度	3. 半年に1回程度		
	4. 年に1回程度	5. 訪問はない	6. 同居している(親族後見等)		
良いこと(成年後見人が選任されていることで利用者にとって良い面があれば自由に記述してください)					
困ること(成年後見人が選任されていることで利用者にとって困る事があれば自由に記述してください)					
成年後見人に望むこと					

〈調査票〉